

特集／雇用・失業問題とその打開への道

雇用・失業問題とその打開への道

—特集にあたって—

戸木田 嘉久

はじめに

OECDは、94年11月、加盟先進25ヵ国の失業者3,500万人、失業率8.5%という数値にたいして、これは単なる景気循環によるというよりは、体制そのものからくる「構造的失業」であると判断した。それから3年有年、世界の雇用・失業情勢は、さらにきびしさを増している。

以下では、EU通貨統合のドイツ・フランス・イタリア、好況を謳うイギリス・アメリカ、通貨不安と経済低迷のアジア諸国・日本と、雇用・失業情勢を鳥瞰したうえで、日本を焦点にして問題打開への課題を整理してみることにしたい。

1. 深刻化するEU中心諸国の失業 —ドイツ、フランス、イタリア

欧州通貨統合の中心的な推進国、ドイツ、フランス、イタリアの失業率は、11～12%台で高止まりし、総じて状況は一向に改善されていない。(表1)

しかも、失業者は欧州連合(EU)諸国にあっても、公式統計の数字だけに限らない。長期の

失業で失業手当受給期限が切れ、失業登録を抹殺された中高年労働者、学校は卒業したが就職口のない未就業の青年、パート・派遣など低賃金の半失業者、政府の失対事業で働く者、増大するホームレスの群。これらを含めると、たとえばドイツでは、公式統計の失業者約440万人はその倍以上、900万人を優に超えるとみられている。

こうした失業の増大、雇用条件の悪化、貧困の拡大、そこにはもちろん、多国籍企業化した独占大企業のリストラ「合理化」、その自由な経済活動を保障する規制緩和・民営化、労働法制の「弾力化」など、欧州以外の先進国にも共通する諸要因がみられる。

だが、こうした状況のもとで、欧州労連(ETCU)と各国労働組合による雇用確保・失業反対の大運動が、「欧州世論の激変」をよびおこしている。それは一連の社会的・政治的条件の変化とともに、欧州連合(EU)による雇用問題を単独議題とした、サミット会議(ルクセンブルグ、97年11月)の開催となってあらわれている。

表1 EU諸国(ドイツ、フランス、イタリア)の雇用・失業指標

	ドイツ		フランス		イタリア	
	失業者数(千人)	失業率(%)	求職者数(千人)	失業率(%)	失業者数(千人)	失業率(%)
1995	3,612	9.4	3,006	11.6	2,724	12.1
1996	3,965	10.4	3,082	12.3	2,763	12.2
1997	4,348	11.4	3,027	12.5	2,805	12.4
1998. 3月	4,414	11.5	2,990	12.0	2,782	12.2

(出所)「日経」(98年5月11日付)「景気指標」による。但し、イタリアの最下段は98年1～3月平均。

フランスの「反失業全国行進」(94年)、イタリアの「雇用のための行進」(96年)、そして欧州労連の呼びかけによる雇用を求める「ユーロ・マーチ」(97年4～6月)。またこの間、イタリアで共産主義再建党の閣外協力による中道左派政権成立(96年)、イギリス労働党の勝利(97年5月)、フランスでは社共連立政権の成立(97年6月)など。この結果、さきのルクセンブルグの雇用サミット時には(97年11月)、欧州連合15カ国のうち13カ国の政権で雇用問題を重視する社会党(社民勢力)が多少とも影響力を行使しうろ位置を占めるにいたった。

欧州連合によるルクセンブルグ雇用サミットは、首脳会議としては初めて、失業対策の指針と行動計画の策定を採択した。指針は4項目、職業訓練、労働時間の短縮、男女雇用機会の均等、雇用創出である。この指針にもとづき各国は行動計画を策定するが、指針は、雇用維持の伝統的な施策である労働時間短縮について具体的な目標をかかげず、政労資の協議にまかせている。また指針では失業率の引下げ、雇用創出の数値目標の設定も見送られている。そこに欧州連合による画期的な失業対策指針の限界がみられる。

さらに問題は、欧州連合各国では単一通貨統合への参加基準達成のために、財政赤字削減が当面の第一義的課題とされ、公共支出の削減や社会保障の改悪、民営化の推進など、むしろこの面からは失業創出の圧力さえ加わっていることである。独仏伊の失業率の高さにそれは反映されている。

このような限界と矛盾をもつとはいえ、欧州連合による失業対策の指針と行動計画の策定は、かつての「ヨーロッパ社会憲章」に照応するものとして評価されよう。また、政労資の協議にまかされたとはいえ、フランス、イタリアで週35時間の法制化闘争、ドイツIGメタルの週32時間への時短闘争など、伝統的な時短による雇用維持の闘争が活発なことも、評価する必要がある。

あろう。特に98年5月19日、ついにフランス国民議会(下院)は、西暦2000年から法定労働時間を週35時間に短縮する、歴史上初めての法案を可決。深刻な失業問題を緩和する実効ある施策として、国民の期待が高まっている。

※以上、宮前忠夫「EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題」(『労働総研クォーターリー』29号)、小林勇「反失業斗争にゆれるヨーロッパ」(『労働運動』98年5月号を参照)。

2. アメリカ、イギリスの「好況」と失業率の低下

欧州大陸と対比的にアメリカ、イギリスでは、90年代中期以降の「好況」の持続にともない、失業率の低下、失業者の減少による雇用改善が強調されてきている(表2)。

表2 イギリス・アメリカの雇用・失業指標

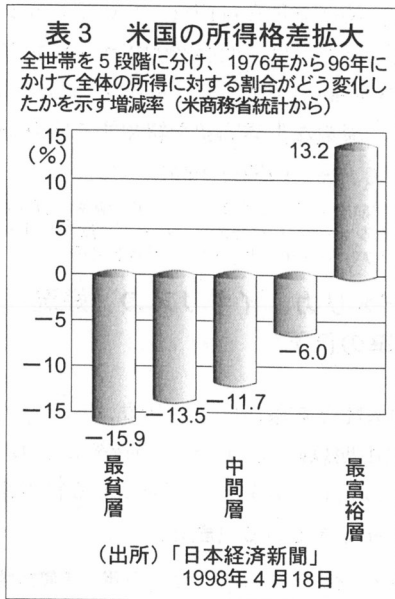
	イギリス	アメリカ
	失業者数(千人)	失業率(%)
1995	2,308	5.6
1996	2,104	5.4
1997	1,583	5.0
1998.1月	1,397	4.7
3月	1,383(2月)	4.6

(出所)「日経」(98年5月11日付)「景気指標」による

しかしその数値は、ここでも安定的な雇用機会の増加というよりは、パートタイマー、一時的雇用(期限つき雇用、臨時的雇用、派遣)など不安定雇用労働者(コンティンジェントワーカー)=非正規雇用の増加を逆に反映している。その傾向は、「雇用と労働市場の弾力化」が先進的米英両国の場合には、一段と強い。非正規雇用の急増は、好況と雇用改善が謳歌されるにもかかわらず、所得や賃金の「階層化」を極端に拡大し、この両国でも「世論の激変」が始まりつつある。

イギリスでは、非正規雇用が雇用労働者の3割に達するが(96年)、93年の法定最低賃金制の廃止によって、賃金と付加給付、社会的給付の低下と格差拡大がみられる。「深部の力」はここでも働き、97年5月の総選挙では18年ぶりに労

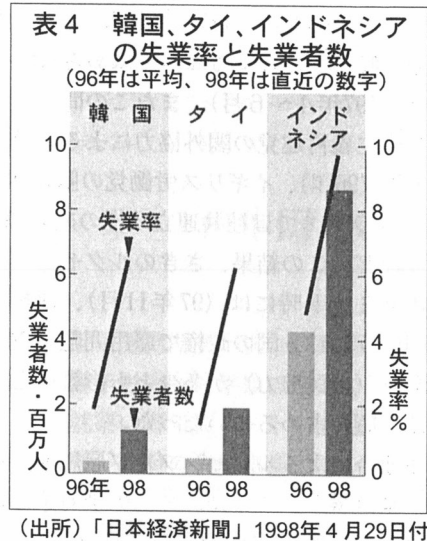
特集・雇用・失業問題とその打開への道



働党政権が生まれ、全国一律最低賃金制の再法制化がTUCの支持を受けて進んでいる。

アメリカは、経済的「繁栄」と四半世紀ぶりの低い失業率5.0%（97年）を誇示する。だが、不安定雇用の増大と所得の「階層化」が、アメリカではさらに際立つ。たとえば、著名な再就職コンサルタント会社によると、失業率の低さは、リストラによる多数の解雇者（過去7年間で350万人）が好況を背景に、前よりも低賃金の職についているからだという（「日経」98年4月18日）。また、低失業率下で中高年層の「非自発的離職」が急増している（日本開発銀行『調査』）。こうしたなかで、過去10年間（76～96年）に、アメリカ国民の所得格差は極端に拡大し、「繁栄」の裏側で「貧困」の増大が露呈されている（表3）。

今日ではこうした矛盾の激化が、アメリカでも運動の新たな胎動を呼びおこしつつある。97年8月、UPS（チームスターズ、18万5千人のうち60%がパート）の15日間のストによるパートの正規化闘争（フルタイム1万人相当の転換を獲得）。95年、UAWとAFL-CIOでは良心的な労働組合主義者を委員長に選出するなど――。



3. アジアの通貨危機、経済破綻と雇用・失業問題

「世界の成長センター」といわれてきたアジアでは、昨97年の韓国、タイ、インドネシアの通貨危機から経済破綻が拡がり、深刻な貧困や失業の増大、賃金低下が起こっている。社会保障や弱者救済の制度が不十分なこともあり、アジア各国の社会的苦難は98年もひきつづき増大する、と報ぜられている（最新のILO報告『しんぶん赤旗』98年4月23日）。

まず、IMF支援の対象国である韓国、タイ、インドネシアの失業率は、経済危機前の96年に比べ2～4倍に跳ね上がり、失業者数はインドネシアで870万人、タイで203万人など過去10年間で最高を記録している（表4）。

しかも、IMFと合意した構造改革の影響が、98年中にはさらにマイナス成長として顕在化し、上記の3カ国で年内にさらに400万人の失業者が発生する可能性がある、と、前出のILO報告は指摘している。なお、この3カ国とマレーシアは、これまで周辺のアジア諸国、フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどから、多数の出稼ぎ労働者を受け入れていたのだが、雇用情

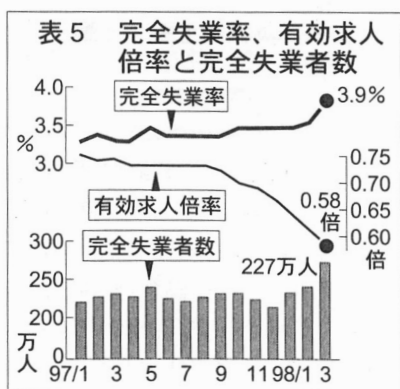
勢の悪化、解雇切り捨てにともない、この面で国際摩擦も深刻になってきている。たとえば、フィリピンでは海外出稼ぎ労働者の失業による帰国が200万人にのぼるといわれる。

こうして、「世界の成長センター」といわれてきたアジア諸国は、いまや低成長・マイナス成長へと反転し、深刻な失業のつぼと化しつつある。しかし、韓国史上初めて選挙による金大中政権の成立(98年2月)、インドネシアではスハルト長期政権の崩壊(98年5月)など、「世論の激変」はアジアでもすでに始まっている。

4. 日本経済の「閉塞」と雇用失業問題

日本経済の「閉塞」状況と雇用不安は、周辺のアジア諸国に先行する。91年バブル崩壊以降の長期不況、不良債権による金融不安、累増する財政赤字、増大する失業と雇用不安、日本経済の「閉塞」状況は深まるばかりである。

98年3月の完全失業率は3.9%(同2月3.6%)、失業者数は277万人(同2月246万人)、先2月の調査開始時1953年以降の最悪記録を一挙に更新、とくに若年層(15~24歳)、高齢層(55~64歳)の失業率は10%を超えた(総務庁「労働力調査」)。しかも、この統計数値は欧米基準ではほ



(出所)「日本経済新聞」1998年4月28日付

ば倍増となるというのが常識である。また、有効求人倍率も0.58倍と急低下。高

齢層では0.1倍を割っている(表5)。
また、98年2月時点の「労働力調査」によると、失業1年以上が51万人、45歳以上では、こ

うした人が失業者の4分の1を占める。

なお、この失業率と失業者数の増大では、雇用不安による「自発的離職」の減少と、倒産やリストラによる「非自発的離職」の急増が目立つ。また欧米諸国と同様に、「正規労働者」の減少、「非正規労働者」の増大を伴っている。

98年2月の「毎月勤労統計調査」(労働省)によれば、「正規労働者」は前年同月に比し0.1%減の4,714万人。逆に「非正規労働者」は前年同月比4.3%増の609万人、パート労働者同じく4.8%増、派遣労働者は96年度で前年度比18.0%の増。雇用形態の「弾力化」が急速に進んでいる。

この雇用・失業問題の深刻化、非正規雇用の拡大は、直接には、バブル崩壊と90年代不況に対処する大企業の、国際的リストラ戦略と、人べらし「合理化」の結果である。しかも、このリストラ・人べらし「合理化」は、市場原理至上主義の規制緩和による中小経営の解体と「雇用破壊」、労働法制改悪による雇用形態と労働時間の「弾力化」、社会保障と税制の改悪による生活不安の増大などにくわえて、アジア諸国の通貨不安と経済危機によって一段と速迫されている。

5. 雇用・失業問題の打開へ基本的な論点

ところで、今日の日本の雇用・失業問題を規定する上記の諸要因は、さきに見てきた欧米諸国の場合にも、大筋で共通するように思われる。そこで、この点を再整理しながら、今日の雇用・失業問題打開への道について、基本的な論点を提示してまとめたい。

そのさい、肝心なのは、国によって状況は異なるが、今日の雇用・失業問題の打開の道にかんして、財界・政府の側と労働者・国民の側とでは、およそ対抗する「2つの道」が想定されていることである。

a. 財界・政府サイドからの打開戦略

まず財界・政府サイドでは、独占大企業の経

特集・雇用・失業問題とその打開への道

経済活動の活性化こそ、経過的に「痛み」をともなうにせよ、経済的「閉塞」と雇用・失業問題を打開する基本的な道すじだとされる。そのために現に次の戦略的枠組みが設定されてきた。

第1に、多国籍企業化した大企業自体、最大利潤をめざす「世界最適主義」による「企業内国際分業」の追求という視点から、国の内外にわたり活発に事業の整理・再構築をすすめている。また、「経済のグローバル」化による「大競争時代」に対処して、徹底した人べらし「合理化」がすすめられてきた。

第2に、こうした独占大企業の国際的リストラ戦略と人べらし「合理化」、すなわち儲けを最優先した蓄積条件の再構築を、新自由主義・市場原理至上主義による国の規制緩和政策が積極的に援護してきていることである。

労働法制の改悪による「雇用と労働市場の弾力化」（職業紹介事業の民営化、労働者派遣事業の「原則自由化」、有期雇用・パート雇用の弾力化）、「労働時間制の弾力化」（変形労働、裁量労働の拡大）。医療・年金制度の改悪による給付の削減と保険料の引き上げ。これら労働者の権利としての社会的規制の緩和が、多様な非正規雇用形態と労働時間編成を軸に総労働コストの節約を援護している。

また、市場原理主義による広範な経済的規制緩和が、多くの中小経営を破綻させ雇用と就業を喪失させている。それらは大企業にとって低賃金雇用の土壌を拡大し、新しい事業分野を提供するものである。

第3に、規制緩和政策だけでなく国の不況対策もまた、大企業の経済活動の援護と活性化を本位として展開されてきている。超低金利政策、不良債権処理への公的資金導入、ゼネコン型公共投資など。

財政的制約下のこうした大企業本位の不況対策は、他方で、消費税の引き上げ、医療・年金改悪、公共料金の引き上げなど、国民負担の増大をともなう。これら家計負担の増大は、リス

トラ「合理化」による「雇用破壊」「賃金破壊」とあいまって、国民消費を一段と冷え込ませ、不況の内攻的な悪循環をまねき、雇用・失業問題を一段と深刻化する結果となっている。

b. 労働者・国民サイドからの打開戦略

独占・財界筋は、国の規制緩和に援護されながら、大企業の経済活動の自由化・活性化こそ経済再生の鍵であり、これこそ結局のところ、雇用・失業問題を打開する道だとしている。だが、この道筋では、問題はまったく逆立ちして設定されており、雇用・失業問題はますます深刻化し、日本経済の「閉塞」状況も一段と内攻化している。

労働者・国民の側からは、これとは全く逆の観点から、日本経済の「再生」、雇用・失業問題を打開する道すじが提起される。それは、大企業のリストラ・人べらし「合理化」や市場原理主義の規制緩和政策に反対し、逆に国民の生存権、勤労権、営業権の保障を基本とした、大企業の民主的規制によってこそ、事態打開の道すじも開かれるということであろう。それでは労働組合運動としては、この打開の道すじに即して、今とくに何が問題になるか。

① 労働者と労働組合にとっては、まずはリストラ「合理化」による失業の増大と雇用不安の火の子をはねかえすことである。

今日、大企業のリストラ「合理化」では、事務部門の統廃合、関連下請の再編、業務委託などからんで、配転・出向・転籍（移籍、転属）という形をとった実質上の解雇が特徴的である。労働組合としては、本人と労働組合の同意ないし協議をつくさない配転・出向は許さないというルール確立とあわせて、リストラ・人べらし「合理化」を団結の力で押しとどめる必要があろう。

また経営責任による企業縮小や工場閉鎖などを理由とする整理解雇については、人員削減の必要性、整理解雇という手段を選択する必要性、

解雇対象者を選択する妥当性・解雇手続の妥当性など、判決は4条件にわたる規制を求めている。労働組合はもちろん、この4条件と整理解雇を措止する手段として大いに活用すべきであろう。

だが、問題はさきの配転・出向・転籍にしろ、また整理解雇にしろ、不況を背景に国の規制緩和と政策に援護されたこのリストラ、人べらし「合理化」を、どのように判例も活用しながら団結の力を発揮して反撃するかである。

この点で戦後労働組合運動の教訓は、人べらし「合理化」反対闘争について、職場を基礎に産業別統一闘争を軸に、目的意識的に地域的共闘、全国的共闘を発展させ、革新統一戦線の拡大強化にむけてたたかうという、基本方向を提示してきている。この基本方向は、今日の解雇・失業反対、「合理化」反対闘争によっても、いぜんその有効性が主張されよう。

② 解雇・失業反対、「合理化」反対闘争は、まず何よりも当該職場・事業所・企業での反撃が基礎となるが、この反撃では企業間の利潤競争(労働コスト削減競争)の制約をのりこえることはできない。さきの闘いの基本方向が指示するように、この点では、人べらし「合理化」反対をめぐる業種別・産業別の統一闘争、あるいは同一地域での共闘が課題となる。

とりわけ大企業のリストラ「合理化」による地域の産業と雇用の「空洞化」に際しては、中小企業者や自治体ともまきこんだ、地域共闘による地域経済再生の闘いが課題となる。

また、大企業のリストラ「合理化」は、正規雇用の削減、非正規雇用の多様な利用と結びついている。この点で正規労働者を中心とする労働組合では、パート、契約社員、派遣など不安定雇用労働者の組織化と共同闘争が課題となる。

③ こうした個別のリストラ・人べらし「合理化」反対闘争と業種別・産業別統一闘争、地域共闘との結合は、さらに次の統一的要求をかかげた全国的共闘に合流することが期待される。

第1に、女性労働保護規定の撤廃、変形・裁量労働制の拡大、非正規雇用の拡大・多様化、(契約・パート・派遣労働者)、職業紹介の民営化など、労働法制の改悪反対。

第2に、EU水準を目標とした法定労働時間の短縮による雇用の維持・創出。全国一律最低賃金制とナショナルミニマムの確立。

第3に、失業情勢の悪化に応じた失業給付の改善、職業教育・訓練の充実、必要な公的就労事業の開設。

第4に、地域を「空洞化」させる多国籍企業の法外な海外進出の規制、中小経営を脅かす大企業本位の経済的規制緩和の凍結。緊急経済対策として緊急所得減税、消費税率引下げ、生活基盤重視の公共投資、中小経営援護策、医療・年金改悪の凍結など。

この一連の制度的・政策的要求、これこそ今日の雇用・失業問題への道を具体的に示すものでもある。したがって、これら諸要求の実現を求める職場と地域を基礎とした産業別統一闘争、地域的共闘、全国的共闘こそ、また個々の職場・事業所・企業におけるリストラ・人べらし「合理化」反対闘争の困難と限界を克服する道ともなる。

④ もっとも雇用・失業問題、その打開への道を切り開く、制度的・政策的要求闘争の前進は、国と地方とを問わず、大企業本位の政治から国民本位への政治への革新が深くかかわることはいうまでもない。また多国籍企業の「世界最適地主義」による横暴な経済活動の民主的規制も、労働運動の国際的連帯行動の発展とあわせて、政治革新と深くかかわらざるをえない。

このような客観的条件からして、今日の労働組合運動には、雇用・失業問題の打開への道を具体化するためにも、経済闘争と政治闘争との結合、その結合のあり方について習熟することが求められる。この点では、今日のヨーロッパの反失業闘争からも多くを学ぶ必要があろう。

(代表理事・立命館大学名誉教授)